邑楽町立邑楽南中学校

第２号
２０２３年度

こころの相談室便り

みなさんは、「こども基本法」を知っていますか？「こども基本法」は、2023 年(令和 5 年)4 月に施行された新しい法律です。すべての子どもが自立した個人として権利を守られ、平等に幸せな生活が送れるようにと考えた「こども施策」を総合的に推し進めるために制定されました。

児童の権利に関する条約のいわゆる４つの原則

日本ユニセフ協会のホームページの文章をそのまま使っています。

1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こども家庭庁ホームページより

こども基本法では「こども」の定義を「心と身体の発達の過程にある人」としており、「こども施策」を「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」としています。これは、一定の年齢による上限を設けていません。

こども施策は「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」など6つの基本理念から成り立っています。

自分の意見を持つことは、とても重要なことです。意見があったらどんどん大人に伝えてくださいね！先生やご両親に伝えづらかったら、スクールカウンセラーに相談して、どうやって伝えると良いかなど、方法を一緒に考えましょう！

もうすぐ夏休みですね。夏休みをどう過ごそうか、計画など立て始めていますか？
暑い夏、体調に気を付けて、有意義な夏休みを過ごしてくださいね！
夏休み後に、リフレッシュしたみなさんにお会いできるのを楽しみにしています！

～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～☆。。～

不安に思うことや困ったことがあった場合には、事前に担任の先生を通してご連絡ください。

今後の勤務は、９月７日（木）、２１日（木）です

（スクールカウンセラー　桂　明子）